

印西市送迎保育ステーション事業 整備及び運営業務委託仕様書

1 目的

本仕様書は印西市送迎保育ステーション事業整備及び運営業務委託に係る業務内容、その他必要な事項を定めるものである。

2 業務の内容

【1】送迎保育ステーション事業整備業務

(1) 設置場所

北総鉄道北総線の「印西牧の原駅」から概ね300m以内にステーションを設置し、運営できる状態とすること。ステーションとする施設は、受託者が所有又は賃借する物件について、必要に応じ内装を整備するものとする。

(2) 施設及び設備基準

- ・定員を30人程度とする。
- ・利用対象は満2歳から就学前までの児童とする。
- ・ステーションは、事業者が所有又は賃借する物件とする。
- ・保育室の面積は固定式の家具等を除いた有効面積で利用者1人当たり1.98㎡以上を確保すること。
- ・保育室内に専用の手洗設備を設けること。
- ・保育室等と区画された便所を有し、かつ手洗設備を設けること。便器の数は利用者10人につき概ね1据以上を確保すること。
- ・一般的な加温調理が可能な程度の調理設備を有すること。
- ・園児を送迎するバスが安全に停車できる場所を有すること（駐停車禁止区域に送迎バスを駐停車することがないこと）。

(3) 送迎バスの購入またはリース

送迎保育ステーション事業で使用する車両については、受託者の責任において発注を行い、送迎保育ステーション事業運営業務の実施までにこれを用意すること。

(4) その他

各種関係法令に基づく必要な手続きを送迎保育ステーション事業運営業務の開始までに行うこと。

【2】送迎保育ステーション事業運営業務

(1) 開所時間

7時から19時までを基本とし、保護者の労働時間、送迎先の保育所等の開所時間及び送迎に要する期間を考慮し、午前、午後それぞれ2時間～3時間程度で設定すること。

(2) 職員配置

送迎保育ステーションに滞在する児童がいる時間の保育士等の配置は、現に送迎

保育ステーションに滞在している児童数に応じて、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について（令和6年子ども家庭庁生育局通知）」に定める認可外保育施設指導監督基準に準拠すること。

送迎バスについては【2】（4）に定める運行日及び運行時間及び【2】（5）各号に定める内容を満たすよう、運転士の配置を行うこと。

なお、送迎バスへの添乗は保育士とし、添乗している保育士についてはその間、送迎先の保育士の基準配置数に含まないものとする。

（3）保育内容

「保育所等保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）」に従った保育を実施すること。

（4）送迎バスの運行日及び運行時間

毎週月曜日から土曜日まで（国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日を除く）の運行とし、保育所等への送りについては8時～9時の間に出発し、概ね1時間以内で各保育所等への運行を行うこと。また、保育所等への迎えについては、概ね16時30分～17時30分に送迎保育ステーションへ到着するよう運行を行うこと。

（5）車両運行維持管理

- ・送迎バスの運転手は車両の運行を行うため必要な運転免許を有し、かつ、車両維持管理等に必要な一定の知識及び安全かつ丁寧な運転技術を有するものであること。
- ・送迎バスの清潔を保つとともに日常点検を実施すること。
- ・車両保管場所は、受注者の責任において手配するものとする。
- ・事故等により代替車両の確保が必要となった場合は、受注者の責任において代替車両の確保を行うこと。
- ・送迎バスについては、対人賠償責任保険及び対物賠償責任保険に加入することとし、これに加え、搭乗者傷害保険その他必要な保険に加入すること。
- ・対人賠償及び対物賠償については、無制限又はこれと同等以上の補償内容を有する保険に加入すること。
- ・事故、故障その他緊急事態が発生した場合は、児童の安全確保を最優先とするとともに、速やかに保護者及び市へ報告し、必要な対応を行うこと。
- ・事故等が発生した場合は、原因の究明及び再発防止策を講じた上で、市へ報告書を提出すること。
- ・送迎中の事故、災害、体調不良その他の緊急事態に対応するため、保護者、送迎先保育所等及び市との連絡体制を整備し、緊急時に迅速な連絡及び対応ができる体制を確保すること。
- ・児童の乗降確認を確実に実施するとともに、降車後は車内の確認を行い、児童の置き去り防止を徹底すること。